

施策名	大 事 項	海洋汚染対策	海上安全環境部
	中 事 項	外国船舶に対する海洋汚染防止設備等に関する立入検査（ポート・ステート・コントロール）の実施	
	小 事 項		
施策の概要	日本に寄港する外国船舶に対しポート・ステート・コントロールを実施し、海洋汚染の防止に関する国際条約等の適切な遵守状況を確認すると共に、国際基準を満たしていないサブ・スタンダード船に対し基準への確実な適合を求めることにより、国内における海洋環境等の保全並びに財産の保護に貢献している。		
28年度の計画	<p>船舶からの規制値を超える油の排出、プラスチック等廃棄物の海洋投棄、基準を超える排出ガス並びに汚水の排出等を防止するため、外国船舶に設置されている油水分離装置、原動機及び汚水処理装置等の海洋汚染防止設備が国際条約の要件に適合していることの検査を行う。併せて、各関係記録簿の記載により処理状況を確認する。</p> <p>特に今年度は、船舶からの排出ガスに含まれ大気汚染及び酸性雨の原因物質の一つとされる窒素酸化物（NOx）や硫黄酸化物（SOx）の値が、条約等の規則で定められた値以下に抑制出来ているかについて重点的に検査を行う。</p> <p>なお、平成28年度のポート・ステート・コントロールの目標隻数を735隻とする。</p>		
			
	外国船舶監督官による検査		
27年度の実績と評価	<p>（実施状況）</p> <p>平成27年度のポート・ステート・コントロールの目標隻数735隻に対し実施隻数は729隻であり、立入検査実績は目標を下回ったものの、条約等の基準に適合しない油水分離装置等の海洋汚染防止設備等を改善させ、国内の海洋環境保全に寄与した。</p>		